

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

只見町長 渡部 勇夫

市町村名 (市町村コード)	只見町 (07367)
地域名 (地域内農業集落名)	荒島地区 (荒島)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月30日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・荒島地区は、平成元年度に基盤整備実施済みであるが、世帯数は6世帯、高齢化率は43.5%であり、後継者不足と高齢化により永続的に稲作経営をする区民農業者がいないため、今後は、地区内農地で稲作経営を行っている地区外担い手(認定農業者)に頼らざるを得ない状況である。  
・高齢の稲作自作農者と地区外担い手2名がエリア分けをせず混在して稲作経営を行っており、経営の効率化を図るために、担い手に集約化が必要である。  
・宮ノ前地区の田の一部において水抜けする箇所があるため耕作が困難な状況である。また、渇水期の夏場に水利が乏しく、かつ杉が成長し日照を阻害している農地がある。  
・イノシシ等の鳥獣による農作物被害が拡大しており、維持・管理労力が低下する中での対策も大きな課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・現在稲作経営を行っている地区外担い手(認定農業者)に、可能な限り区等において耕作条件を改善しつつ田を集約し、貸付けできない田については、区において保全管理を行ないつつ今後の農地利用について検討する。  
・用水路の管理は、荒島保全会(多面的機能支払協定団体)で適正に管理し、担い手が耕作しやすい環境を整える。  
・排水路についても、可能な限り荒島保全会(多面的機能支払協定団体)で管理する。  
・畑は、担い手がないため、自己所有地を適正に管理し、不在地主などの畑は、可能な限り区において保全管理する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	6.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・田の大部分は農地バンクへ貸付済みだが、更に農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手への農地の集積・集約化を基本とする。  
・将来の耕作者が決まらない、保全・管理等が行われている農地については、具体的な取組が計画されるまで検討中とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手への農地集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員、農地利用最適化推進委員と調整し、農地中間管理機構を活用して進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・区域全体を農地中間管理機構に貸付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農業委員及び農地利用最適化推進委員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。 ・担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて担い手への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手と協議の上、農地の大区画化・土層改良等の基盤整備を適宜計画し、集約化を推進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、県、町及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて、今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地区によるイノシシ等鳥獣被害防止対策のため、緩衝帯整備などの侵入防止策を講じるとともに新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。